

## 水質汚濁防止法違反で 各種許可を取消

〈名古屋市〉

名古屋市は3月22日、  
廃棄物処理法に基づき、  
食品残さの堆肥化事業  
行う熊本清掃社(熊本  
市)に対し、一般廃棄  
物収集運搬業、一般廃  
棄物処分業、一般廃棄  
物処理施設の設置、産  
業廃棄物処分業の許可  
をそれぞれ取り消す行  
政処分を行った。

処分理由は、同社と  
元役員が水質汚濁防止  
法違反の疑いで逮捕・  
起訴された事実と、同  
社が名古屋市港区に置  
く堆肥化施設「バイオ  
プラザなごや」(処理能  
力は日量30.6ト)で

過したことによる行政  
庁の指導の累積があっ  
たため。これが、同法  
第7条の4第1項第1  
号、同法第9条の2の  
2第1項第1号、同法  
第14条の3の2第1項  
第1号に該当するとし  
て、今回の行政処分に  
至ったとしている。

同時に、処分業許可  
の取り消しに伴い「バ  
イオプラザなごや」の  
稼働が停止すれば、通  
気のない廃棄物から硫  
化水素等の有害な物質  
が発生する恐れもあり、  
生活環境保全上の支障  
が生じる可能性がある  
ことから、すでに受け  
入れた一廃や産廃は処  
分することを求める措  
置命令も出した。履行  
期限は7月31日だ。

同市の行政処分を受  
け、愛知県は3月25日、  
同社に対して産業廃棄  
物収集運搬業の許可を  
取り消す行政処分を行  
った。